

## 公契約条例周知カード(委託・指定管理協定用)

### 表面

**あなたの賃金を  
確認してください！  
Please check your wages !**

この仕事に従事する方の賃金には、杉並区公契約条例で区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

☆令和8年度労働報酬下限額  
委託・指定管理協定  
:1時間当たり1,500円

杉並区  
SUGINAMI CITY



裏面もご覧ください

### 裏面

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低い場合、杉並区又は受注者(元請け企業・雇用主)、指定管理者にご相談ください。

「杉並区への相談」→

○杉並区役所 問合せ先  
杉並区総務部経理課契約係 電話 03-5307-0612

※対象となる方、労働報酬下限額等について  
詳しくは区公式ホームページをご覧ください。  
※Please visit the official Suginami City website  
for further information about the minimum  
amount of remuneration.

